

令和6年 第11回

仙北市農業委員会総会議事録

令和6年10月10日(木)開催

仙北市農業委員会

令和6年第11回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午前9時から

2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎1階 101・102会議室

3. 出席委員(15名)

1番 齋藤 瑠璃子	2番 小田嶋 比左子
3番 藤村 紀章	4番 高橋 健
6番 佐藤 一也	7番 鈴木 八寿男
8番 荒木田 浩生	9番 藤川 健栄
10番 小玉 均	11番 青柳 良信
12番 佐藤 孝典	13番 大石 知
14番 門脇 富士美	15番 草薨 良孝
16番 高橋 政敏	

4. 欠席委員(2名)

5番 千葉 智永	17番 藤村 隆清
----------	-----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長職務代理挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1. 報告

(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

(2)農地改良届について

(3)農地の転用事実に関する回答書について

2. 議事

(1)議案第36号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2)議案第37号

農地法第5条の許可申請に対する可否決定について

(3)議案第38号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4)議案第39号

農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

(5)議案第40号

農用地の買入協議に係る要請について

(6)その他

第6 閉会

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 6. 事務局職員 | 局長 佐々木 信介 | 参事 檜尾 健 |
| | 主査 竹下 義博 | 主任 高橋 亜弓 |
| 7. 書記 | 主査 竹下 義博 | |
| 8. 議事録署名員 | 1番 齋藤 瑠璃子 | 3番 藤村 紀章 |
| 9. 会議の概要 | | |

会長職務代理 定刻となりましたので、ただいまから第11回仙北市農業委員会総会を開催いたします。本日は会長が欠席のため当職が総会の進行を行います。

《会長職務代理挨拶》

議長 長 本日の総会への出席委員は、15名、欠席委員は2名です。よって、本総会は定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。(午前9時)

次に、日程3の議事録署名員並びに会議書記を、こちらから指名してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 長 異議なしと認めます。それではこちらから、議事録署名員並びに会議書記を指名いたします。議事録署名員には、1番齋藤瑠璃子委員、3番藤村紀章委員の両委員を指名します。会議書記には、竹下主査を指名します。

本日の会議の日程につきましては、議事日程表により進行いたします。ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 長 異議なしと認めます。それでは、日程4会務諸報告をお願いいたします。
佐々木局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(午前9時2分)

議長 長 それでは、日程5報告に入ります。事務局より説明をお願いします。

佐々木局長 《農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について》

檜尾参事 《農地改良届について》

《農地の転用事実に関する回答書について》

議 長 　　ただいま事務局より説明がありました。報告事項ですので質問事項はご容赦願います。(午前9時6分)

議 長 　　それでは、議事に入ります。議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

榎尾参事 　　議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

それでは整理番号1番から3番について説明いたします。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の売買案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は、相手方の要望、経営規模の拡大となります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番ですが、こちらは裁判所競売案件となります。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の競売案件となります。譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は、裁判所による競売案件及び競売による取得となります。備考欄に記載のとおり売却基準価格は〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与案件となります。譲渡人は角館町地区の〇〇さん、〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

説明は以上となります。

議 長 　　説明が終わりました。現地確認報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、4番高橋健委員をお願いします。

4番高橋 　　《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 　　次に整理番号3番について、14番門脇富士美委員より説明をお願いします。

14番門脇 　　《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 　　現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 　　ないようですので、整理番号1番から3番について、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定いたします。(午前9時11分)

議 長 次に議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾参事 それでは議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について内容を説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の一時転用の案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇市〇〇地区の株式会社〇〇となります。転用目的は田床改良を伴う砂利採取、一時転用であることから期間は1年間となります。農地区分につきましては、施行令第5条第1項第2号「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地」に該当することから、第1種農地として判断します。第1種農地は原則不許可ではありますが、不許可の例外である施行令第4条第1項第1号イ「申請に係る農地仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」であることから許可相当と事務局は判断しております。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇〇〇会社となります。転用目的は駐車場及び資材置場、通行路となります。転用目的は現在工場北側に増築を計画しており、それに伴い大型車の乗入れや駐車場が必要であることから、申請地の利用を行うとのこと。また備考欄に記載のとおり仙北農業振興地域整備計画書からの除外は既に済んでおります。農地区分につきましては、施行令第5条第1号「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当することから第1種農地と判断しており、許可要件は、「施行規則第35条第1項第5号 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の二分の一を超えないものに限る)」に該当していることから、本申請は許可相当と事務局は判断しております。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、〇〇㎡、使用貸借権の設定案件となります。貸付人は角館町地区の〇〇さん、借受人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さんです。貸付人と借受人は祖母・孫の関係となります。転用目的は現在県外のマンションに居住していますが

榎尾 参事 実家のある当市への居住を考慮し、申請地への一般個人住宅の建築すること
議 長 ことです。農地区分につきましては、施行規則第44条第1項第3号「都市計
法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること」から第3種
農地として判断しております。また許可要件は第3種農地は原則許可となっ
ていることから、許可と事務局は判断しております。説明は以上となります。

説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番につつま
議 長 しては、16番高橋政敏委員よりお願いします。

《現地確認報告》

16番高橋 次に整理番号2番につきましては、7番鈴木八寿男委員よりお願いします。

議 長 《現地確認報告》

7番鈴木 次に整理番号3番につきましては、14番門脇富士美委員よりお願いしま
議 長 す。

《現地確認報告》

14番門脇 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号1番から3番について、許可及び許可相当とす
ることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第37号、農地法第5条の規定による許
可申請について、許可及び許可相当とすることに決定いたします。(午前9時
22分)

議 長 次に議案第38号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは議案第38号について、内容の説明を致します。整理番号1番から
3番までは所有権移転の売買案件、4番と5番については賃貸借の新規案件、
6番から13番につきましては、再設定の案件ですので説明は割愛させていただきます。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇
筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は〇〇市在
住の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10
a 当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

竹下主査 筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇郡在住の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a 当たり〇〇円、総額は〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は〇〇市〇〇の破産者〇〇 破産管財人〇〇、譲受人は西木町〇〇地区の有限会社〇〇です。利用目的は田、10a 当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況ともに田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の有限会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号6番から整理番号13番までは再設定案件ですので、説明は割愛させていただきます。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については10番小玉均委員よりお願いします。

10番小玉 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号2番及び5番について、6番佐藤一也委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号3番について、14番門脇富士美委員よりお願いします。

14番門脇 《現地確認報告》

議 長 整理番号4番について、4番高橋健委員よりお願いします。

4番高橋 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。なお、整理番号6番から13番については再設定案件ですので、報告は省略致します。ご意見ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認することとします。(午前9時38分)

議長 次に議案第39号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号2番、7番及び10番から13番を上程します。利害関係者の退席を求めます。7番鈴木八寿男委員。

《7番鈴木八寿男委員 退席》(午前9時38分)

議長 それでは議案第39号のうち整理番号2番、7番及び10番から13番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは内容の説明を致します。整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農地中間管理機構を利用した賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

次に整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農地中間管理機構を利用した賃貸借の再設定案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号2番と同じく株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

次に整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の転貸案件となります。転貸人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は角館町〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの残期間の引継ぎとなります。10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお、所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の転貸案件となります。転貸人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は角館町〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの残期間の引継ぎとなります。10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお、

竹下主査 所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の転貸案件となります。転貸人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は角館町〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの残期間の引継ぎとなります。10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお、所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の転貸案件となります。転貸人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は角館町〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの残期間の引継ぎとなります。10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお、所有者は〇〇市〇〇在住の〇〇さんとなります。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号2番、7番、10番から13番については、11番青柳良信委員よりお願いします。

13番青柳 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号2番、7番、10番から13番については、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号2番、7番、10番から13番については原案のとおり決定し、答申することとします。利害関係者の復席を求めます。

《7番鈴木八寿男委員 復席》（午前9時53分）

議 長 次に議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号9番を上程します。利害関係者の退席を求めます。1番齋藤瑠璃子委員。

議 長 《1番齋藤瑠璃子委員 退席》（午前9時54分）

議 長 それでは整理番号9番について、事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは整理番号9番について説明致します。農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を6番佐藤一也委員よりお願いします。
6番佐藤 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号9番については、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号9番については原案のとおり決定し、答申することとします。利害関係者の復席を求めます。

《1番齋藤瑠璃子委員 復席》（午前9時56分）

議 長 次に議案第39号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号2番、7番及び9番から13番を除き、一括上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは整理番号2番、7番及び9番から13番を除き、内容を説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区・角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇

竹下主査 地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については16番高橋政敏委員より現地確認報告をお願いします。

16番高橋 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。なお、整理番号3番から6番、8番については再設定案件ですので報告は省略します。ご意見ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号2番、7番及び9番から13番を除いて、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号2番、7番及び9番から13番を除いて、原案のとおり決定し、答申することとします。(午前10時13分)

議 長 次の議案第40号農用地の買入協議に係る要請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第40号農用地の買入協議に係る要請について内容を説明致します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。今回所有者からの申出により農業公社との買入協議を経て、売買を行うものであります。そのため農業公社による買入協議を仙北市長に対して要請をするものです。説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、議案第40号農用地の買入協議に係る要請について、は、このとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第40号農用地の買入協議に係る要請についてはこのとおり承認することに決定します。(午前10時17分)

議 長 これで、予定議案審議が終了しました。次に、その他、協議・連絡事項にうつります。事務局より説明をお願いします。

協議事項

樫尾参事 (1)令和6年度秋田県農業委員会大会議案に対する意見報告について

連絡事項

佐々木局長 今後の日程

*10月25日(金) 農用地利用調整会議 午前9時～
角館庁舎 2階「201・202会議室」

*11月2日(土) 秋田県農業委員会大会 午後1時～
鹿角市文化の杜交流館「コモッセ」

議 長 これで令和6年第11回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。慎重なる審議をいただき、ありがとうございました。(午前10時38分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和6年10月10日

議 長

署 名 員 1 番

署 名 員 3 番
